

教育こども委員会報告資料

「議案第78号 福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案」
の関連報告について . . . P 1

令和5年度 福岡市施設整備公社への建設依頼事業について . . . P 3

令和5年3月
教育委員会

「議案第 78 号 福岡市立市民センター条例の一部を改正する条例案」の関連報告について

1 改正の理由

福岡市立市民センターの事業の一部を区において実施することに伴い所要の改正を行うとともに、当該施設の適正かつ効果的な運営を図るため指定管理者が行う管理に関する業務の範囲を拡大する必要があるため。

2 内容

市民センター条例第 2 条のセンター業務のうち、第 1 号「講座、講演会、研修会等を開催すること」についても、指定管理者が行えるようにするもの。

また、第 2 条第 2 号・第 3 号、「社会教育関係団体等の育成に関すること」、「公民館の連絡調整に関すること」については、区が地域の生涯学習を支援する体制を引き続き維持するため、区の業務として改めて位置づけすることとしており、市民センター条例から外すもの。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

○福岡市立市民センター条例（昭和52年福岡市条例第49号）新旧対照表

旧	新	備考
第 1 条（略） （事業）	第 1 条（略） （事業）	
第 2 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。 （1）（略） （2） <u>社会教育関係団体等の育成に関すること。</u> （3） <u>公民館の連絡調整等に関すること。</u> （4）（略） （5）（略） （6） <u>前各号に掲げるもののほか</u> 、センターの目的達成に必要なこと。	第 2 条 センターは、次_____に掲げる事業を行う。 （1）（略） （2）（略） （3）（略） （4） <u>前 3 号</u> に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要なこと。	センターが行う事業の一部を削除 +用語の整理

<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>第2条第4号、第5号及び第6号</u>に掲げる事業に関する業務</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>以下略</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 指定管理者が行うセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>第2条各号</u> _____ _____に掲げる事業に関する業務</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>以下略</p>	<p>指定管理者に行わせる業務を追加</p>
--	--	------------------------

令和5年度 福岡市施設整備公社への建設依頼事業について

事業名	東エリア特別支援学校高等部校舎新築工事
事業の概要	東エリア特別支援学校高等部の校舎新築を依頼するもの
所在地	福岡市東区城浜団地1番39
建築計画 延面積	約7,300㎡
主 な 建 築 内 容	<p>構造： 校舎棟※講堂兼体育館を含む 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造） 地上4階建</p> <p>施設概要： 校舎棟※講堂兼体育館を含む 普通教室、特別教室 他 屋外附帯施設 ゴミ置場、外構 他</p>
工事予定	令和5年 6月 着手 令和6年12月 完成